

# 長岡市学校施設長期保全・再生計画基本方針策定委託に関する説明書

## 1. 委託業務の名称

教建委第 21 号 長岡市学校施設長期保全・再生計画基本方針策定委託

## 2. 業務の背景と目的

昨今、昭和 40～50 年代の児童生徒数急増期に整備された学校施設の老朽化対策(保全)が、耐震化に続く全国的な課題として取り上げられることが多くなってきている。

長岡市においても、平成 25 年度現在、市立学校全 88 校の約 6 割の建物が建築から 25 年以上経過しており、計画的な保全に取り組まなければならない時期に来ているが、長岡市教育委員会では、学校施設の老朽化対策を単なる保全に留めず、保全に合わせて「米百俵のまち長岡」にふさわしい学校へと再生させていきたいと考えている。

全学校施設の耐震化が完了する平成 27 年度以降に、本格的な保全・再生整備をスタートさせたいと考えているが、88 校もの保全・再生整備には中長期的な方針及び計画が必要であるため、今年度はまず、現状の把握や課題の整理等を行い、計画の骨子となる基本方針を策定するものである。

## 3. 業務の概要

### (1) 現状の把握・分析、課題の整理、解決策の検討

建築年代等から 88 校の現状を把握・分析し、長岡市の学校施設が抱えている課題(集中する施設の更新時期、膨大な更新・改修費用等)やその解決策(長寿命化、大規模改造、改築等)を検討する。

### (2) 「学校カルテ(仮称)」の仕様の検討

散在している施設の情報(工事履歴、定期点検結果等)の一元化を図り、「学校カルテ(仮称)」(以下「カルテ」という。)の仕様を検討する。

カルテ専用のシステムは極力導入せずに、Excel、Access 等の汎用的なプログラムによる整理を想定している。

### (3) 検討会の運営支援

学校現場の教職員も交えて、学校施設の課題、解決策等について議論する検討会(2～3 ヶ月に 1 回開催。15 名程度。)の運営に必要な支援を行う。

### (4) 基本方針の策定

(1)～(3)の検討結果等をもとに、計画の骨子となる基本方針を策定する。また、教育委員会や市長部局の幹部等へ説明するための「基本方針(概要版)」も作成する。

### (5) 次年度に実施する業務内容の検討

基本方針の検討と併行して、次年度の業務内容を検討する。

### (6) 成果物の納品

各業務で検討、作成した成果物は必ずデータ(CD-R 等)でも納品する。

この委託とは別に、昭和 40 年代建築の小学校 1 校と昭和 50 年代建築の小学校 1 校の校舎の大規模改修工事(全面リニューアル工事)の実施設計を発注予定であり、この 2 校の詳細なデータや改修内容等を参考情報として提供する予定である。

#### 4 . 対象事業者

次の(ア)から(オ)までの全ての要件に該当する者であることを要する。

- (ア) 国の機関、自治体及び企業等からの委託により、過去 10 年以内(平成 15 年 4 月 1 日以降)に施設の保全計画等の策定支援の実績を有すること。なお、実績については、現在業務実施中のも含むとする。
- (イ) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当しない者であること。
- (ウ) この公告の日以後に、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (エ) この公告の日以後に、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

#### 5 . 委託契約期間

契約締結の日から平成 26 年 3 月 31 日まで

#### 6 . 事業費限度額

4 , 0 0 0 , 0 0 0 円(消費税額及び地方消費税額を含む。)以内とする。

この額は予算額であり、予定価格ではない。

#### 7 . 事業者選考

簡易評価型プロポーザル方式により選考する。

#### 8 . 提案書の作成

##### (1) 提案書作成上の基本的事項

説明書等を熟読の上、その内容を踏まえた提案書を作成すること。

本プロポーザルは、「学校施設長期保全・再生計画」の基本方針策定業務における取組方法等について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容、成果品の一部の作成及び提出を求めるものではない。

具体的な作業は、契約後に提案書に記載された内容を反映しつつ、当市と協議しながら行う。

(2) 提案書に記載する事項

審査の対象となる下記事項について、資料を作成すること。

ア 会社概要に関する事項

以下の項目について記載すること。

- ・社名
- ・本社及び支社、支店、営業所等の所在地
- ・資本金
- ・従業員数（本社及び支社、支店、営業所別）
- ・保有資格（一級建築士、技術士等）の種類

イ 過去 10 年以内（平成 15 年 4 月 1 日以降）の同種・類似事業の実績に関する事項（最大 3 つ）

基本方針、保全計画策定支援等の同種・類似事業の実績を記載すること。

ただし、学校施設の実績があれば、優先的に記載すること。また、学校施設を含む公共施設全般の同種・類似事業の実績がある場合は、学校施設が含まれていることがわかるように記載すること。

- ・業務名称
- ・発注者
- ・業務概要（基本方針、保全計画、施設白書、システム導入等）
- ・履行期間

ウ 本業務への取組体制等に関する事項

本業務への取組体制（主任担当者、管理責任者、各種サポート体制等）について記載すること。また、各担当者が保有している資格や過去 10 年の同種・類似事業実績についても記載すること。

エ 本業務への取組方針等に関する事項

最初に、下記のテーマについての貴社の考え等を述べた上で、本市が想定している業務内容について、先進団体での実績・事例等を含めながら、現時点における考えや取組方針を提案すること。

【テーマ】

学校施設の老朽化対策が全国的な問題となっている原因と効果的な対策について

オ スケジュールに関する事項

現時点の想定スケジュールを作成すること。ただし、平成 26 年度当初予算編成作業のため、平成 26 年度必要経費の試算を 11 月中旬までに、基本方針の幹部協議のため、基本方針(概要版)の作成を 1 月下旬までに行うこととする。

カ 費用見積もりに関する事項

本委託の履行に係る経費の見積書を提出すること。

(3) 提案書の書式

- ・ A 4 版 任意の様式とする。

- ・横書き 文字の大きさは 11 ポイント以上とする。

## 9. 書類の提出方法、提出先及び提出期限

### (1) 参加表明書の提出

当該プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

- ア 提出種類 簡易評価型プロポーザル参加表明書(様式1)  
本市の入札参加資格名簿に登録されていない者は誓約書(様式2)  
既に入札参加資格名簿に登録されている者は様式2の提出は不要
- イ 提出方法 持参、郵送(配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。)ファックス又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。また、ファックス及び電子メールの場合は、着信を必ず確認すること。
- ウ 提出先 長岡市教育委員会教育部教育施設課  
住所 〒940-0084 長岡市幸町1丁目2番31号  
長岡市役所幸町分室2階  
電話 0258-39-2236  
FAX 0258-39-2271  
e-mail kyosi@kome100.ne.jp
- エ 提出期限 平成25年7月31日(水曜日)午後5時

### (2) 提案書

- ア 提出方法 7部を持参又は郵送(配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。)とする。
- イ 体裁 片面印刷とすること。  
提案書(様式3)を表紙にし、「8.提案書の作成」の「(2)提案書の項目」のア~カの順に綴り、左上1か所をホチキス止めすること。
- ウ 提出先 長岡市教育委員会教育部教育施設課(参加表明書提出先に同じ)
- エ 提出期限 平成25年8月15日(木曜日)午後5時
- オ プレゼンテーション 期日:平成25年8月21日(水)  
会場:まちなかキャンパス長岡 4階 創作交流室  
プレゼンテーションの参加者は2名までとし、選考された場合に当市を担当する者を必ず含める。  
プレゼンテーションの時間等は、参加表明書の提出により参加事業者が確定後、別途通知する。順番は、参加事業者名称の五十音順とする。

## 10. 本説明書の内容に関する質問の受付及び回答

- (1) 質問は、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」(様式4)により行うものとし、

電子メール（着信を確認すること）で提出すること。電話又はファックスによる質問は一切受け付けない。

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電子メールアドレスを併記すること。

ア 質問の受付及び回答課 長岡市教育委員会教育部教育施設課

イ 質問の受付期間 参加表明書を提出した日から

平成 25 年 8 月 5 日（月曜日）午後 5 時まで

- (2) 回答書の内容は、寄せられた全ての質問とそれに対する回答とし、平成 25 年 8 月 8 日（木曜日）までに参加表明書を提出した者全員に電子メールにて回答する。

#### 11. 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、提案書の提出者かつプレゼンテーションの参加者の中から、提案書やプレゼンテーションの内容を評価要領に基づき総合的に評価し、最優秀者を決定する。

#### 12. 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員に通知する。  
(2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 7 日以内にその理由の説明を書面で求めることができる。

#### 13. その他留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。  
(2) 提出された提案書は返却しない。  
(3) 決定した事業者の提案書の著作権は、当市に無償・無条件で帰属するものとする。  
(4) 提案書に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めない。  
(5) 提出された提案書等は、このプロポーザル以外の目的には使用しない。

#### 14. 参考情報

参考情報として、各学校の面積一覧表を提示します。

担 当：長岡市教育委員会教育部教育施設課  
住 所：〒940 - 0084  
長岡市幸町 1 丁目 2 番 31 号  
長岡市役所幸町分室 2 階  
電 話：0258-39-2236 F A X：0258-39-2271  
e-mail：kyosi@kome100.ne.jp